

別府市宿泊需要喚起湯ごもりエール泊事業助成事業
(湯ごもりエールその2)

Q&A

Q1 参加施設登録申込ができる事業者は、具体的にはどのような事業者ですか？

A1 別府市内で宿泊施設を経営する事業者のうち、以下の要件をすべて満たす事業者です。

- 1、宿泊施設について、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業を営む許可を受けている事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業を営む旨の届出を行っている事業者
- 2、宿泊施設について、感染症対策として大分県宿泊施設感染症対策強化委員会が作成した「おんせん県おおいた宿泊施設感染症対策チェックリスト」に規定する内容を実施する事業者

※なお、別府市旅館ホテル組合連合会が市から受託して行う「湯ごもりエール泊別府鬼割プラン」の対象施設は、本事業の対象外です。

また、実績報告・請求時には、宿泊者氏名・連絡先等の提出が必要になります。

Q2 参加施設登録申込はどうやってするのですか？期間はいつからいつまでですか？

A2 ベっぷアリーナに必要書類をご持参ください。（※必要書類は、別紙要項3を参照）
登録申込期間は、令和2年6月15日（月）～令和2年8月31日（月）までです。
登録の決定の可否については、後日通知書をお送りいたします。

Q3 助成事業対象期間はいつからいつまでですか？ 助成金額はいくらですか？

A3 参加施設登録後から令和3年3月31日までの湯ごもりエール泊宿泊分です。
参加登録施設において、事業対象期間中1人1泊当たり2,000円を助成金として、1施設5万円（25人分）を上限に交付します。
※予算の範囲内のため、無くなり次第、補助事業は終了いたします。

Q4 請求方法はどうする？

A4 毎月月締めで翌月の15日までに、実績報告書兼請求書をご提出ください。実績報告時には、宿泊者氏名・連絡先等が必要になります。
(別府市観光課へ、郵送又は持参。)

Q5 宿泊施設は別府市内ですが、事業所は別府市外です。申込みは可能ですか？

A5 宿泊施設が別府市内であれば、助成金の申請は可能です。

Q6 別府市内に宿泊施設を複数経営しています。施設ごとに申込みができますか？

A6 別府市内であれば、複数施設の申込みは可能ですが、施設ごとの申込みが必要です。
助成金は1施設上限5万円です。

Q7 参加施設登録申込に必要な大分県が発行した許可書を紛失しました。

A7 大分県に提出した営業許可申請書（届出書）の写しをご準備ください。

Q8 他の補助金との併用はできますか？

A8 併用可能です。ただし、他の補助金が併用不可の場合もありますので、そちらの要項をご確認ください。